

## 市第 71 号議案 横浜市公園条例の一部改正

### 1 都市公園法等の一部改正に伴う関係条文の規定

#### (1) 改正理由

ア 平成 29 年 6 月の都市公園法等の改正により、現行の公園施設の設置管理許可制度に加え、「公募設置管理制度」(別紙 1) が新設されました。これに伴い、必要な条文を横浜市公園条例に規定するため、条例の一部改正を行います。

イ 都市公園法施行令が改正され、運動施設のバリアフリー化や国際基準化等、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、公園のうち運動施設が占める割合(「運動施設率」)の上限を条例で定めることとなったことから、その基準を定めます。

#### (2) 改正内容

##### ア 「公募設置管理制度」の新設に伴う改正

###### ① 公募対象公園施設の建蔽率の規定

公募設置管理制度に基づき、民間事業者が公園に飲食店等の施設(「公募対象公園施設」)を設ける場合の建蔽率を条例で定めます。

通常の公園施設の建蔽率(参考)	2%
公募対象公園施設の建蔽率	2%に加え、10%の上乗せを可能とする。

※国の参酌すべき基準のとおり

###### ② 公募対象公園施設の設置者選定等に係る附属機関の設置

公園の公民連携に関する基本事項及び「公募対象公園施設」の設置者選定に係る審議等を担当する附属機関「横浜市公園公民連携推進委員会」を設置します。

##### イ 「運動施設率」の規定

運動施設の面積が占める割合は、国の参酌すべき基準のとおり、公園面積の 50%以内とします。

#### (3) 施行期日

公布の日から

### 2 入江町公園内のプール及び子供用プールの廃止

#### (1) 改正理由

平成 27 年 10 月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針について」に基づき、横浜市立子安小学校の移転に合わせて、入江町公園プールを横浜市立子安小学校のプールに集約し市民利用に供することとなったため、同公園プールを廃止します。

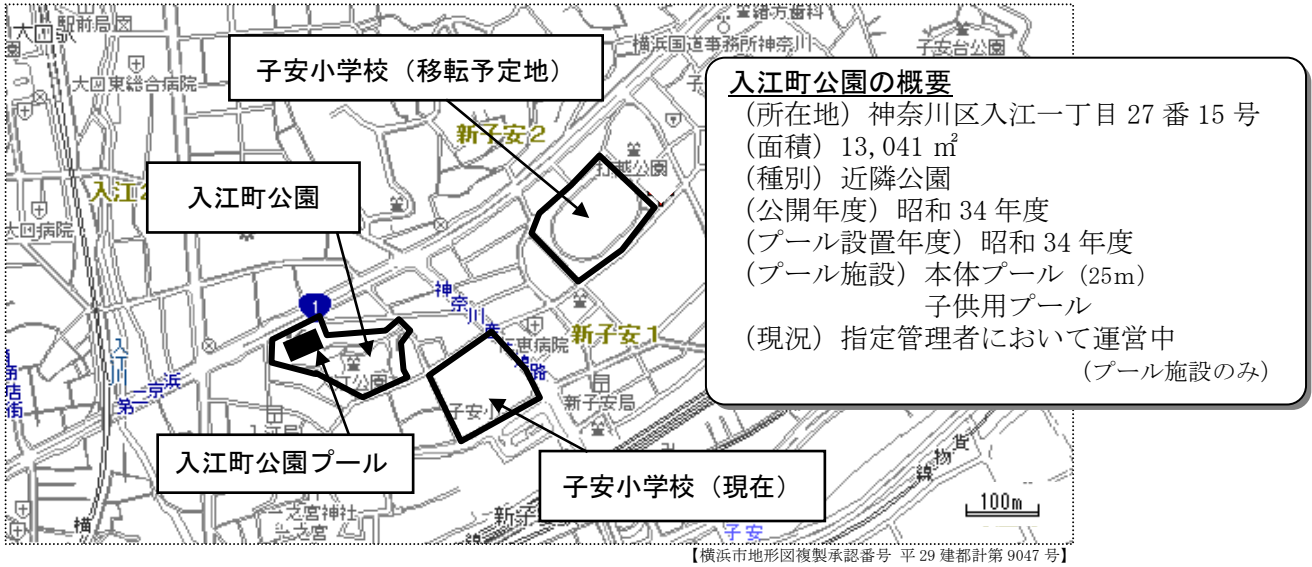
#### (2) 改正内容

入江町公園におけるプール及び子供用プールを規定する条文を削除します。

#### (3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

【参考】入江町公園プールと新旧子安小学校位置図



3 公園の占用に係る使用料（以下「占用料」）の改定

(1) 改正理由

横浜市道路占用料条例の一部改正による道路占用料の改定に関する議案が本定例会に提出されることに伴い、その単価を準用している公園施設の占用料についても、改定を行います。

(2) 改正内容

電柱、電線等の公園占用料を改定します。

(3) 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

【参考】主な公園占用料の改定内容

種別		単位	現行	改定案
電柱その他 これらに類 するもの (支線、支柱及 び支線柱を含 む。)	第一種電柱	1 本 1 年につき	2,500 円	3,000 円
	第二種電柱		3,800 円	4,700 円
	第三種電柱		5,100 円	6,300 円
	第一種電話柱		2,200 円	2,700 円
	第二種電話柱		3,500 円	4,400 円
	第三種電話柱		4,800 円	6,000 円
	その他の柱類		220 円	270 円
鉄塔		1 平方メートル 1 年につき	4,400 円	5,400 円
電線	共架電線その他上 空に設ける線類	1 メートル 1 年につき	22 円	27 円
	地下電線その他地 下に設ける線類		13 円	16 円

## 「公募設置管理制度」の概要

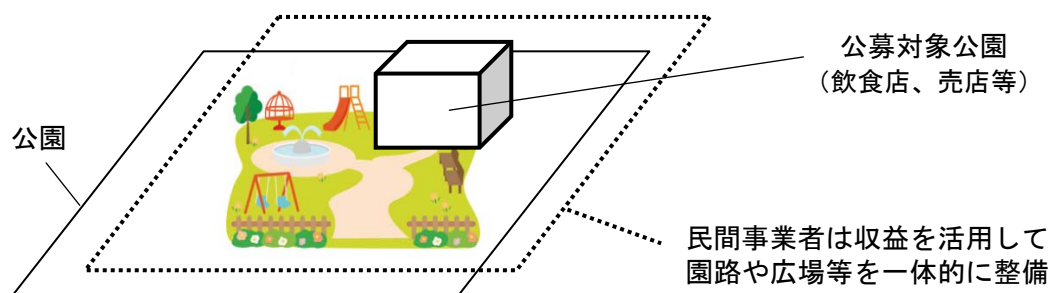
### 1 創設の背景

- ・ 全国の地方自治体にとって公園の整備や更新のための財源確保が課題
- ・ 公園の魅力を向上させ、公園の整備・更新を持続的に進めるためには、公共資金だけではなく、民間資金の活用が必要
- ・ 29年6月、国が都市公園法等を改正、「公募設置管理制度」※を創設  
※「Park-PFI」又は「P-PFI」と呼称

### 2 「公募設置管理制度」とは

- ・ 公園において飲食店や売店などの収益施設等（「公募対象公園施設」と園路、広場等の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度
- ・ 選定にあたっては都市公園法で学識有識者の意見を聴くことになっており、国としては委員会の設置を推奨
- ・ 民間事業者は整備費を負担、公園使用料を自治体に支払う（新たな財源確保）
- ・ 民間事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用

**条件** 飲食店等に加え、園路、広場等の公園施設の整備を一体的に行うこと



**特例** 設置管理許可期間の特例（通常：10年 → P-PFI：20年）

**特例** 建蔽率の特例（通常：2% → P-PFI：10%の上乗せを可とする※）

※建蔽率の特例は国が示す10%を参酌して自治体が条例で定めることにより適用される。